## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 令和4年6月27日

【会社名】 フクビ化学工業株式会社

【英訳名】 FUKUVI CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 八 木 誠一郎

【本店の所在の場所】 福井市三十八社町33字66番地

【電話番号】 0776(38)8002

【事務連絡者氏名】 取締役経営戦略本部管掌 豊 嶋 雅 子

【最寄りの連絡場所】 福井市三十八社町33字66番地

【電話番号】 0776(38)8002

【事務連絡者氏名】 取締役経営戦略本部管掌 豊 嶋 雅 子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

フクビ化学工業株式会社東京支店

(東京都品川区大井1丁目23番3号(フクビビル))

フクビ化学工業株式会社大阪支店

(大阪府吹田市江の木町17番12号(フクビビル))

フクビ化学工業株式会社名古屋支店

(名古屋市中区丸の内 1 丁目16番 4 号(BPRプレイス名古屋丸の内5F)

### 1【提出理由】

当社は、令和4年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2【報告内容】

- (1) 株主総会が開催された年月日 令和4年6月23日
- (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額 1 株につき金10円00銭 総額204,303,650円

口 効力発生日 令和 4 年 6 月24日

# 第2号議案 定款一部変更の件

(1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年(2022年)9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。

変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる 旨を定めるものであります。

変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 経営環境の変化の激しい近年にあって、より機動的に対応するため、また経営責任の明確化および毎年信任を得ることによるコーポレートガバナンス体制の強化のため、定款第21条に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。ただし、令和3年6月16日開催の第87期定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

## 第3号議案 取締役5名選任の件

八木誠一郎、釆野進、大畑忠、南保勝および加川潤一を取締役に選任するものであります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

前波裕司を補欠監査役に選任するものであります。

# (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	賛成(反	結果及び 対)割合 %)
第1号議案 剰余金の処分の件	170,752	75	0	(注) 1	可決	98.67
第2号議案 定款一部変更の件	170,712	115	0	(注) 2	可決	98.64
第3号議案 取締役5名選任の件						
八 木 誠一郎	170,721	106	0	(注) 3	可決	98.65
釆 野 進	170,716	111	0		可決	98.65
大畑 忠	170,701	126	0		可決	98.64
南保勝	170,737	90	0		可決	98.66
加川潤一	170,720	107	0		可決	98.65
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(\$ <del>+</del> ) 2		
前 波 裕 司	170,634	192	1	(注) 3	可決	98.60

- (注)1.出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
  - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。